

## 平成24年度 第1回 周南市地域自立支援協議会

日時：8月9日 午後3時～5時

場所：周南市文化会館 地下展示室

### 定例協議会 次第

1. 福祉部長あいさつ 〔箱崎部長〕
  
2. 委員及び事務局の自己紹介  
会長及び副会長の互選
  
3. 議 事
  - (1) 相談支援会議・専門部会の本年度の事業計画について
    - ・相談支援会議 〔磯地議長〕
  
    - ・地域生活部会 〔岡村部会長〕
  
    - ・教育部会 〔榎井部会長〕
  
    - ・就労部会 〔通山部会長〕
  
  - (2) 障害者虐待防止法の施行について（本年10月1日施行）
  
  - (3) 住民参加型福祉サービス（案）について
  
  - (4) 周南市地域福祉計画評価委員会委員の推薦について
  
  - (5) その他
    - ・「障害者の福祉を考える集い」 12月9日（日）午後  
場所：未定（県総合庁舎「さくらホール」を予定）

周南市地域自立支援協議会 委員名簿

任期:平成23.6.1～平成26.5.31

	所 属 等	氏 名	区 分
H24～	1 周南市身体障害者団体連合会 会長	徳毛 裕之	障害者団体
H24～	2 周南市手をつなぐ育成会 会長	澤 重 敏 郎	障害者団体
	3 周南さわやか家族会 会長	田 中 紘 子	障害者団体
H24～	4 徳山医師会 副会長	船 津 浩 彦	医療団体
	5 (福)鼓ヶ浦整肢学園 障害高齢福祉センター鼓澄苑 総務部長	竹 内 俊 路	福祉団体
	6 (福)周陽会 社会就労センター セルプ周陽 管理者	北 野 克 志	福祉団体
	7 (福)鼓ヶ浦整肢学園 総合相談支援センター ぱれっと 所長	堀 江 秀 紀	福祉団体
	8 (医)愛命会 地域生活支援センター ウィング 施設長	岡 村 恭 子	福祉団体
H24～	9 周南総合支援学校 校長	河 井 正 敏	行政機関
H24～	10 徳山公共職業安定所 次長	松 谷 克 己	行政機関
	11 徳山商工会議所 中小企業相談所次長	小 林 和 子	学識経験者
	12 東亜大学人間科学部人間社会学科 講師	服 部 恭 弥	学識経験者
	13 公募委員	古 谷 俊 昭	公 募
	14 公募委員	金 池 聡 志	公 募
	15 公募委員	片 山 望 正	公 募

平成24年度 周南市地域自立支援協議会 相談支援会議委員・専門部会委員 名簿

相談支援会議		氏名	勤務先
1	部会長	磯地 美香	(社福)鼓ヶ浦整肢学園 総合相談支援センター ばれっと
2	集い実行委	岡村 浩二	第2しょうせい苑
3		中谷 千晶	相談支援センター しょうせい苑
4		山本 智子	(社福)鼓ヶ浦整肢学園 総合相談支援センター ばれっと
5	集い実行委	手島 みゆき	(社福)鼓ヶ浦整肢学園 総合相談支援センター ばれっと
6		岡村 恭子	(医)愛命会 地域生活支援センター ウイング
7		藤本 美紀	(医)愛命会 地域生活支援センター ウイング
8		渡辺 恵	(社福)つくし園 相談支援センター さんさん
9		藤井 一彦	(社福)つくし園 相談支援センター さんさん
10		中村 忠俊	障害者就業・生活支援センター ワークス周南

教育部会		氏名	勤務先
1	部会長	榎井 保	徳山総合支援学校
2	副部会長	中谷 千晶	相談支援センターしょうせい苑
3		磯地 美香	(社福)鼓ヶ浦整肢学園 総合相談支援センター ばれっと
4	集い実行委	唐田 光子	つばさ園
5	集い実行委	小田桐 史枝	周南総合支援学校
6		佐野 正洋	周南市教育委員会学校教育課
7		末廣 祥子	共に生きる会
8		井上 喜美江	周南市 こども家庭課
9		徳原 貴美子	湯野幼稚園
10		高木 真美	つくし園
11		廣政 陽子	保護者
12		竹重 尚美	保護者

兼:相談支援会議  
兼:相談支援会議

就労部会		氏名	勤務先
1	部会長	通山 賢一	障害者施設共同受注センター協議会事務局 (就労継続支援事業所 セルブ周陽)
2	副部会長	白石 茂樹	徳山公共職業安定所
3		中村 忠俊	障害者就業・生活支援センター ワークス周南
4		宝迫 啓之	防長交通株式会社
5		長廣 幹生	しゅうなん若者サポートステーション
6		松田 敏明	山口県立徳山総合支援学校
7	集い実行委	永島 美保	山口県立周南総合支援学校
8		藤原 章雄	山口県立田布施総合支援学校
9		中村 知子	手をつなぐ育成会
10		松村 泰子	手をつなぐ育成会、知的障害者相談員
11	集い実行委	高井 宏子	徳山静養院
12		伊達 邦夫	要約筆記えんぴつ
13		田中 秀尚	公募委員
14		森下 絹代	公募委員

兼:相談支援会議

地域生活		氏名	勤務先
1	部会長	岡村 恭子	(医)愛命会 地域生活支援センター ウイング
2	副部会長	須田 陽子	泉原病院
3	副部会長・集い実行委	服部 恭弥	ケアポート徳山
4		東 美奈子	相談支援事業所ふあっと
5		池田 光子	ポレポレくらぶ
6	集い実行委	岩田 純	周南美術連盟事務局
7		亀井 勇	
8	集い実行委	貞久 俊子	
9		西岡 繁樹	周南あけぼの園
10		藤井 修二	社団法人山口県宅地建物取引業協会周南支部
11		安沢 秀行	山口県建築士会徳山支部
12		小田宮 章夫	公募委員

兼:相談支援会議

	相談支援会議
今年度事業計画	
1. 相談支援体制の整備	
①相談支援会議の開催（年3回開催）	
・各研修会ごとに担当者が立案。相談支援会議にて協議する。	
・福祉のつどいの実行委員を選出する。	
・相談支援会議の在り方について協議する。	
②個別支援会議の開催（年5回開催）	
・個別支援会議の在り方について協議する。	
・市内及び周南圏域の指定特定相談支援事業所間の連携を図り、計画相談支援が効果的に 行われるよう情報交換やスキルアップのための研修等を行う。（指定特定相談支援事業所 の参加を呼びかける。）	
・相談支援事業所間の情報交換。困難ケースの検討。	
③運営会議への参加	
・今年度より専門部会同様、部会長が代表で参加。	
2. 研修会の実施	
①周南障害者ケアマネジメントスキルアップ研修	
②身体・知的障害者相談員及び精神障害者家族会研修	
3. 関係者によるネットワーク作り	
○研修会、講演会の活用。個別ケア会議、サービス担当者会議の円滑な開催。	
現時点までの進捗状況	
1-②個別支援会議	
・5月15日・・・サービス利用計画案の作成依頼と様式（内容）について	
・7月17日・・・サポートファイルの活用について（講師：藤中英紀氏）	
ケース検討（周南障害者ケアマネジメントスキルアップ研修会に向けて）	
2-①周南障害者ケアマネジメントスキルアップ研修	
・8月25日（土）10：00～16：30開催予定	
②身体・知的障害者相談員及び精神障害者家族会研修	
・8月23日（木）10：00～12：00開催予定	
内容：障害者制度について（講師：障害者支援課）	
：支援的な聴き方（傾聴）とは（講師：堀江秀紀氏）	

地域生活部会	
今年度事業計画	
1	地域住民に向けての啓発
①	民生委員対象の研修、サテライト研修の継続
	・実施地区の検討（昨年度実施地区：鹿野・新南陽富田・熊毛・徳山秋月）
	・実施回数（各地区1回～2回／年）
	・実施内容の検討
2	障害者の地域生活を支えるシステムづくりについて
①	居住サポート事業の具体化
②	住居の確保
	・宅地建物取引協会に向けた啓発活動として研修会の実施
3	資源マップ作成の検討
	・徳山駅前商店街で開催するイベントの参加に向けたマップづくり
現時点までの進捗状況	
1-①	民生委員対象サテライト研修の実施について
	・地区により随時開催（周陽地区民生委員より申し込みあり開催8月頃に開催予定）
2-②	住居の確保
	・宅地建物取引協会の研修会にて時間をもらい障害についての啓発を行う予定
	・内容については次回の部会で協議する。（どういう障がい者が住まいへのニーズがあるか？など）
3	資源マップの作成
	・12月23日にクリスマスイベントに向けた、徳山商店街のマップづくりを行う。実行委員会方式で実施し、（商工会青年部、まちあい、障害当事者、地域生活部会委員などで構成）現在2回実行委員会を行う。どのような内容を盛り込んだらよいかを、総合支援学校、障害者施設、相談支援事業所などを通じて、当事者へのアンケートを実施中。8月にアンケートをまとめる予定。



		就労部会
今年度事業計画		
1	一般就労を進める取組み	
	(1) 就労系事業所を利用している者の一般就労の推進	
	① 就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、ワークス周南の連携	
	② 就労系事業所から一般就労へ移行する場合の課題	
	(2) 部会委員への就任依頼	
	① 就労移行支援事業所	
	② 就労継続支援A型事業所	
	③ 障害者施設共同受注センター協議会	※協議会会長が部会長となったため。
	(3) 背景	
	① 雇用率の引き上げ	
	平成25年4月から0.2%の引き上げ。	
	〈民間企業：1.8%→2.0% 国・地方公共団体：2.1%→2.3%〉	
	② 雇用納付金対象企業の拡大	
	平成27年4月から、常用労働者100人超に拡大される。〈現行200人超〉	
2	福祉的就労の底上げ（工賃倍増の取組み）	
	(1) 障害者施設共同受注センター協議会での受注の拡大	
	(2) 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行（H25.4.1）	
	に向けての協議	
現時点までの進捗状況		
1	一般就労を進める取組み	
	○ 新委員の就任	
	① 就労移行支援事業所 → さわやか工房、周南あけぼの園	
	② 就労継続支援A型事業所 → よろこびの里	
	③ 障害者施設共同受注センター協議会 → 白鳩学園育成館	

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行について

1. 法律の施行日 平成 24 年 10 月 1 日

2. 法律の目的 障害者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資する。

3. 障害者の定義 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※手帳の有無は問わない※

4. 市町村の役割と責務

(1) 養護者による障害者虐待

- ① 通報・届出の受付 ⇒ 対応
- ② やむを得ない事由による措置及びそのための居室の確保
- ③ 成年後見制度の利用開始に関する審判の請求
- ④ 立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ⑤ やむを得ない事由による措置者に対する養護者の面会制限
- ⑥ 養護者の負担軽減のための相談・支援
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備

虐待防止スキーム

家庭の障害児 ⇒ 児童虐待防止法

施設入所等障害者

障害者施設等・・・障害者虐待防止法

児童養護施設等・・・児童虐待防止法

養介護施設等・・・高齢者虐待防止法

家庭の高齢障害者 ⇒ 障害者虐待防止法  
及び高齢者虐待防止法

(2) 障害者福祉施設従事者による障害者虐待

- ① 通報・届出の受付 ⇒ 事実確認等 ⇒ 県への報告

(3) 使用者（障害者を雇用する者）による障害者虐待

- ① 通報・届出の受付 ⇒ 県への通知

(4) 市役所障害者支援課＝市町村障害者虐待防止センター（委託も可能）

- ① 障害者虐待に対する通報・届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導、助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

(5) その他（財産上の被害防止）

- ① 第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付 ⇒ 関係部局・機関の紹介



# 周南市の障害者虐待対応体制（案）

法第9条に規定する市町村障害者虐待対応協力者とする。

相談支援事業所等（ぱれっと、ウイング、しょうせい苑、ワークス周南）  
 法務局 周南児童相談所 周南健康福祉センター 民生児童委員協議会 社会福祉協議会  
 労働基準監督署、弁護士会（周南地区会） 社会福祉士会（ぱあととなあ周南圏域担当）  
 周南警察署 徳山医師会 地域包括支援センター（東部、西部、鼓海園、徳山医師会）  
 高齢者支援課 生活支援課 こども家庭課 生活安全課

障害者虐待対応協力者連絡会議

周南市 障害者支援課  
 （障害者虐待防止センター）

障害者虐待に関する通報・相談受付

コアメンバー会議

障害者支援課（課長、課長補佐、係長、保健師、担当）

緊急

緊急一時保護対応チーム

障害者支援課、短期入所事業所、  
 医療機関など

- 居室の確保
- 障害福祉サービスの支給決定
- やむを得ない事由による措置

- 情報収集、
- 緊急性の判断
- 対応方針の決定
- 事案対応チームのメンバー決定、参加要請

事案対応チーム

障害者支援課（保健師、担当）、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター（担当がマ）など、事案に応じて決められたメンバー

支援の進捗管理、

支援状況の報告

専門家チーム

弁護士、社会福祉士、  
 医療機関、警察など

相談

助言

継続支援

支援状況の報告

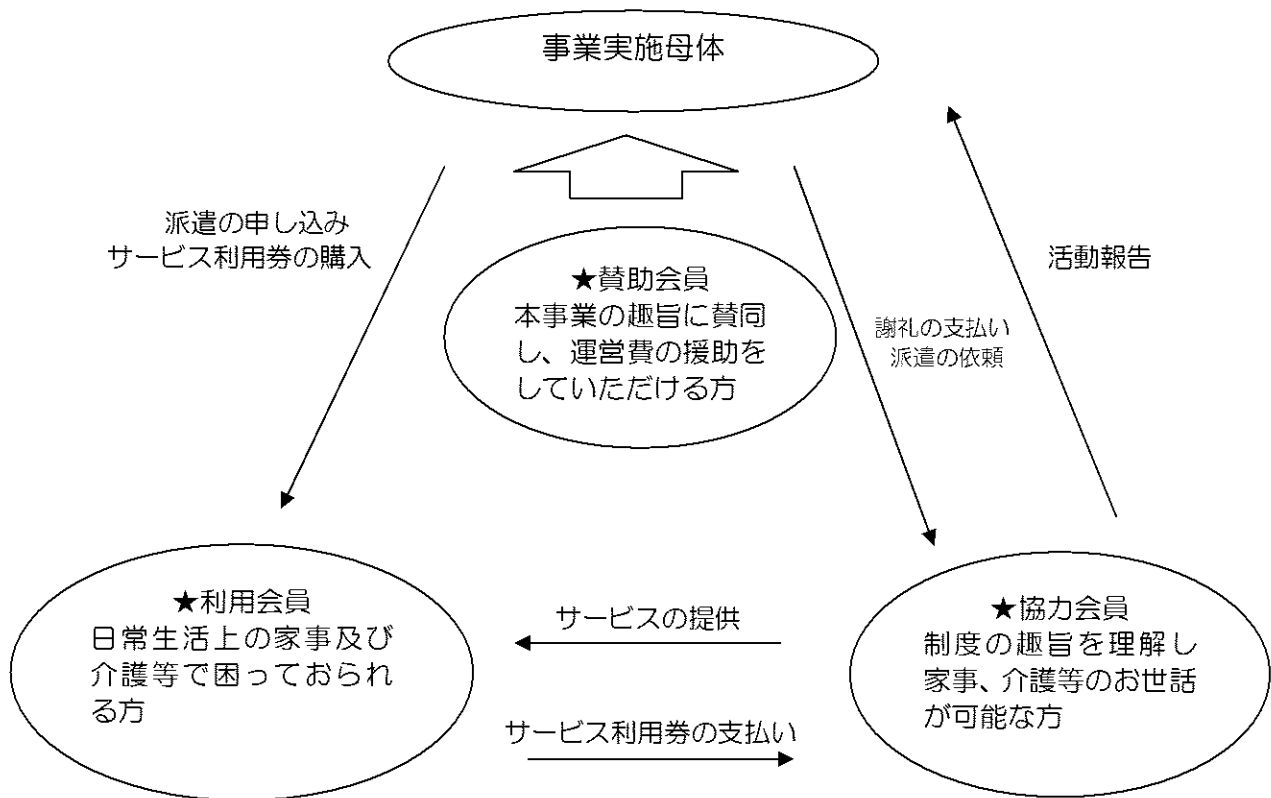
支援の進捗管理、支援方針の変更・終結の判断

支援の終結

## 周南市住民参加型福祉サービス（案）

### ○会員制による地域の助け合い活動

この会は、会員同士がお互いに助けられたり、助けたりして、相互援助活動を行う組織です。  
高齢者や障害者（児）、妊産婦の方々が家事、介護、など、様々な理由で生活のしづらさを感じ、助けを必要としている場合、そのしづらさを少しでも解消するため、福祉に理解を持った地域の方々に協力をお願いし、以下のような仕組みによりサービスを提供するものです。



### ○利用の流れ

- ① 利用会員がサービスを希望する場合、事前に「事業実施母体」に連絡します。
- ② 「事業実施母体」は利用希望者をあらかじめ訪問し、利用会員の生活状態、サービスの要望内容等を調査し、実施が可能かどうかも含め、適切な協力会員を探します。
- ③ 適切な協力会員が得られる見通しが立つようであれば、利用会員に入会していただき、入会金1,000円および「利用券」を1枚600円で購入しておいていただき、実際の利用時にこの「利用券」で支払いをしていただきます。
- ④ 協力会員はサービスを提供し、提供内容に従って「利用券」を受け取った後、「事業実施母体」に「利用券」とともに「実施報告書」を提出し、謝礼を受け取ります。

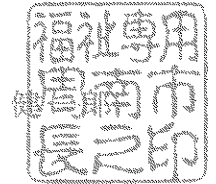
日常生活等のボランティア支援におけるニーズ調査結果(分類別集計表)

ニーズ分類	要望者数(人)	月の平均要望回数	1回あたりの平均要望時間	ニーズの具体例
家事	9人	1.9回	0.6時間	掃除、洗濯物の取り込み片付け大好きな人に一緒に片付けをしてもらう 簡単な家事を教えてもらう 部屋の片づけなどを一緒にしてもらう 常時寝たきりで単身生活のため、稀に室温調整ができずに体調不良になる。調整が必要な時に来訪ができる人がいると良い。 家族の干した洗濯物が雨で濡れた時や、ちょっとした用事を頼みたい時にすぐに来てくれる人がいると良い。 衣類のウエスト・裾直し 庭木の剪定 ゴミ出し
遊び相手	14人	1.2回	2.1時間	公園などに出かけた時に一緒に遊んでもらう ハンディキャップスイミングに行った時に、男性更衣室での着替えを介助 プールでの着替え介助 家の近くの公園で遊ぶ 休日の遊び相手(外遊び)
学校送迎	1人	0.4回	0.3時間	支援学校就学後のバス停までの送迎
外出支援	13人	1.7回	1.4時間	公共交通機関の利用練習 屋外に出ること、長時間の座位は難しいが、短時間だけでも庭に出てみたい。妻一人では介助できないため、数分の移乗の補助だけがあると良い。 衣類の買い物の同行(バス乗車) 外出同行 バスでの通院介助 一緒に買い物外出に同行してほしい 通院介助友人と外出時のトイレ介助 散歩・ウィンドウショッピング 散歩地域の行事に参加したい 家族行事の際の同行支援
余暇支援	11人	2.1回	2.9時間	仕事をしているので土日で編み物を習いたい 一緒に散歩やスポーツをしてほしい 休日の遊び相手 余暇時間に自分の好きな場所へ一緒に行動 余暇支援の事業所への同行 余暇時間を一緒に過ごしてもらえる同年代のボラ 余暇時間の使い方を考えて一緒に行動してくれるボラ 休日に一緒に遊んでくれるボラ 余暇時間を一緒に過ごしてくれるボラ
通所支援	5人	5.1回	2.3時間	仕事の前段階としてボランティアをして経験を積みたい 定期通所のバスの乗車 放課後サービス利用に連れて行ってほしい
話し相手	7人	2.3回	1.5時間	散歩、本の読み聞かせ(視覚障害あり)、話し相手 健常者との交流を希望している。ケースのことを受容しながら会話をすることがあると良い。 傾聴してくれる人
見守り	3人	0.9回	1.0時間	自宅で過ごす際の安否確認 家で絵本やDVDを一緒に見る(母が家事をする間の見守り) 家族が病気の時一緒に行動してくれるボラ
預かり	6人	2.8回	2.5時間	兄弟の行事の際の支援 家族行事の際の支援
代読代筆	2人	2.0回	0.3時間	代読代筆
	合計人数 71人	平均回数 2.0回	平均時間 1.5時間	

平成 24 年 6 月 28 日

周南市地域自立支援協議会 会長 様

周南市長 木村



周南市地域福祉計画評価委員会委員の推薦について(お願い)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の地域福祉の支援につきまして、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございます。

さて本市では、平成 23 年 3 月に地域に暮らす一人ひとりが地域づくりにかかわっていくための指針となるべき計画である周南市地域福祉計画を策定しました。「ふれあい支え愛 いのちと心をつなぐ周南」を基本理念として、計画の実現に向けて様々な施策を展開しております。

また計画を展開していく中で、今後の計画の進捗管理にあたっては、「周南市地域福祉計画評価委員会」を設けて、進めていくことになりました。

つきましては、貴会より周南市地域福祉計画評価委員会委員を 1 名推薦していただきますようお願いいたします。

ご多忙の折とは存じますが、委員会の趣旨をご理解いただき、同封の「周南市地域福祉計画評価委員会委員推薦書」に推薦者氏名を記入し、平成 24 年 8 月 15 日(水)までに、返信していただきますようお願い申し上げます。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 審議会名  | 周南市地域福祉計画評価委員会                         |
| 2. 推薦委員数 | 1 名                                    |
| 3. 会議の回数 | 年 1 回 ※審議会は、9 月終盤を予定。                  |
| 4. 任 期   | 2 年間<平成 24 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日> |
| 5. 報 酬   | 1 回につき 5,900 円                         |
| 6. 添付書類  | 「今後の地域福祉計画の推進について」                     |

○担当<周南市役所生活支援課 福祉調整担当> 三浦

TEL0834-22-8465 FAX0834-22-8396 Eメール: miura3et@city.shunan.lg.jp

教育部会から定例協議会への報告

地域の課題「障害者ファミリーサポートセンターのようなボランティア組織の在り方について」

検討内容	結論	その理由	特記事項
1. 既存の「周南市ファミリーサポートセンター」について	現状のまま運営し、障害児（者）に特化した拡充策の提案はせず、別に新たな組織を設けるべき。但し障害児の受け入れは、「障害のあるお子さんにつきましてはご相談ください。」などの文言を用いて広報文等に加える。	国等の補助金で運営されており、全国統一したシステムなので対象者の年齢を周南市だけ変えるなどの対応は困難。但し現実に障害児の受け入れがあるので、情報提供はすべき。	広報の際可能な事が限られているので保護者の期待感を悪戯に煽らぬ様注意する。
2. 新たな組織の方向性	他市の社会福祉協議会が行っている「住民参加型福祉サービス」をモデルとする。	公的なサービスの「隙間」を埋める制度としての実績がある。	
3. 「利用会員」の対象者	高齢者、障害者（児）、妊産婦など、日常生活において生活のしづらさを感じ家事、介護、付き添いなどの協力を求めている方。	障害のある人に限定すると規模が小さくなり、事業化することや、「協力会員」の確保が難しい。公的なサービスの隙間を埋めるような事業が必要。	公的なサービスで対応できていない人を対象とする。障害者（児）については障害の程度等に制限は設けず、「協力会員」の対応が可能かどうかを基準とする。
4. 「協力会員」の対象者	健康な方で、この制度の趣旨を理解していただき、家事、介護、付き添いなど、依頼会員の協力要請に応じる事のできる方。資格の有無は問わない。	人材確保の面から、なるべく制限は設けない。制度の趣旨理解とともに、ボランティアの精神を求める。	人材を確保することが最大の課題。人材確保システムが構築できるような事業実施母体が必要。 なんらかの有資格者か、障害特性に関する知識のある人が望ましいが登録の条件とはしない。
5. 「両方会員」の対象者	利用会員、協力会員のどちらも兼ねられる方。		利用会員の登録時に、協力会員への登録も同時に促すなどの働きかけを行う。
6. 「賛助会員」の対象者	制度の趣旨に賛同し、金品の援助をしていただける方。	運営資金の確保。	
7. 年会費	利用会員 1,000 円、賛助会員は1口を1,000 円とし、何口でも可。	年会費を運営費、事務費などに充てる。	
8. 利用料（協力会員への活動費）	1時間につき600円。利用会員にはあらかじめ「サービス利用券」を購入していただき、協力会員に支払う。	他市の同様のシステムでの利用料は概ね600円か700円。「サービス利用券」を媒介することにより現金のやりとりを当事者間で行うことを避け、当事者間での直接交渉などを防ぐ。	利用会員が2名の協力会員のサポートを望む場合も考えられるが、制度は1対1のみを基本とし、ケースごとに必要性を検討する。サービス提供自体にかかる実費の負担については検討の余地あり。
9. サービスの内容	原則として、食事の支度、洗濯、衣類の補修、掃除、整理整頓、生活必需品等の買い物、医療機関との連絡、通院の介助、障害児の通学介助、障害者の通所介助、留守番、外出時の介助、代筆、朗読、話し相手、幼児の世話、除草、庭木の剪定など。但し、この他に特に要望があり、かつ、協力会員の了解が得られれば、この限りではない。	公的なサービスで対応できていない事を中心に提供サービスを設定し、なるべく制限は設けない。実質的には、対応できる協力会員が存在するかどうかでサービス提供の可否が決まることから、「協力会員の了解が得られれば、この限りではない。」という表記。	
10. サービスの提供時間等	原則として、7時～19時までとし、1時間単位で行う。 但し、特に要望があり、かつ、協力会員の了解が得られれば、この限りではない。	「9. サービスの内容」と同じ。	時間外でも対応できる協力会員が存在すればペアリングを成立させることによりサービス提供を可能とする。
11. 事業実施母体の条件について ※特定の団体を指定する結論は出していない。 障害者（児）のみならず福祉全体に関わる事業となるため、行政も含めた様々な団体の可能性を検討できる。各団体との調整や協議を十分に行いながら可能性を探るべき。 当案をたたき台として定例協議会でさらなる協議を行い、行政への提案としてまとめていくことが必要。	① 少なくとも1名以上の事務員を確保できること。（専任、兼任を問わず） ② 福祉分野に対し専門性を発揮することが可能か、専門機関と連携をとれること。 ③ 各会員を確保するにあたり、広報能力を持ち、特に協力会員、賛助会員の確保においては、福祉活動の推奨や啓発活動が行え、その一環として福祉に対し志を持つ人、理解のある人を取り込むシステムの構築が可能であること。 ④ 金銭の管理が可能であること。 ⑤ 損害賠償保険等に加入できること。 ⑥ 既存の物的資産（事務所、事務用品等）を活用でき、新たな資金を必要としないか、ごく僅かな資金で実施できること。	事務員としては1人役に満たないと考えられるが、逆に考えると最低でも1名は必要。 「利用会員」にとって最適なサービスを提供する為には必要。 協力会員にはボランティア精神が必要で、福祉活動になんらかの形で関わりたいという気持ちも必要。さらに広く社会福祉活動として市民に定着させることが可能でなければならない。 現金のやりとりを事業実施母体に集中させる為。 事業実施のリスク回避の為。	人件費は兼任によって抑えられるが、9で述べたアドバイザーを別に雇用すると状況が変わる。 適切なサービスを提供する為にアドバイザーのような存在が必要。相談支援事業所の相談支援専門員、障害者支援施設職員OBなどの人材活用を図る。 利用会員の安心感の確保にもつながる。
		新規に事務所を開設し、物品を揃えるには多大な資金が必要で、事業の実現性を考えた場合現実的ではない。	資金的に、年会費、賛助会員の会費だけでは賅えない場合も想定すると、資金提供が何らかの形（補助金等）で可能な団体である必要がある。